臺灣日日新報 第四千八百二十一號 昭和十二年七月十一日 日曜日 夕刊 二頁

臺灣呂新報の華

我が軍の一齊反撃に敵陣地に大動搖起る

根據地○○○の奪取も眞近かと觀測さる

【南京十日發電通】今朝以來我方に向つて行動を開始した喜峰口、冷口一帶の前面の敵は南方に潰走し、三屯營、建昌營、遵化一帶の各地より續出してゐるもの、之が爲我軍の敵第一線陣地を破碎すべく攻勢に出で士氣大いにあがる

南昌で一大軍事會議

華府の豫備會商に日本も欣然參加せん

外務省首腦部會議で方針決定

近く正式囘答發送

【上海十日發電通】米大統領の招聘するワシントンの國際豫備會議の開催を控へ、日支問題に九ケ國條約の適用を要求すべしとの意見有力で、行政院は支那代表の任命と共に右要領をなすべく準備をなしてゐる、九ケ國條約適用論者は

【南京十日發電通】蔣介石は本日南昌に到着するや直ちに廬山に赴き、一大軍事會議を召集、一大軍事會議を開くこととなつた

【南京十日發電通】日支兩國の大使館參事官會議は、十日午前九時より外交部に於て開かれ、日支兩國間の諸懸案に關し協議を遂げたが、其の詳細は發表されない

【南京十日發電通】十日午後五時より外交部に於て開かれた日支兩國參事官會議は、十日午前九時より外交部に於て開かれた日支兩國參事官會議は、十日午後五時より外交部に於て開かれた日支兩國參事官會議は、

【南京十一日發電通】小山法相の官邸問題に關しては、兩政局は極めて微妙な動きを見せてゐるが、十日之が公表された三條公爵の死去に際し、各方面の弔問客は陸續として同官邸に詰めかけ、其の數は數千に上つた、

【東京十一日發電通】日本石油の調査によれば、朝鮮、滿洲を含む全日本の昭和七年度における合計

眞近かと觀測さる

根據地○○○の奪取も

昨年の石油需給約二割增加

前年に比較して日本石油の調べによる

石油需給額は六千五百四十七萬七千餘圓で前年に比較して二割六分の增加を示してゐる

鈴木政友會總裁の心境に或は變化か

猪野毛總裁秘書が激越な發言

鈴木總裁でも容易に斷平として其の決意をとつては到底その目的を遂げ得ぬ、竝に斷乎として攻勢をとり實力でこれを獲得するの決意をなすの要あり、若しこの際に出でず唯手を拱ぬき安閑として政權落下を待つが如き態度を維持せんとせば、

【ゼネバ十日發電通】軍縮の豫備會議に關する一九三一年の豫備總會の決議に基き、豫備會議は本日をもつて二十六回に達したので七月十三日より效力を發生することとなつた、日本も近く批准書を寄託すべしと見られ注目さる

麻藥條約に日本も近く批准

七月から效力を發生

【ワシントン十日發電通】不況打開の新政策實現のため大土木事業を起すべく計畫中のルーズベルト大統領は、十日手初めとしてテネシー河開發會社新設計畫を議會へ發表した、右はテネシー河上流三十哩に亙るマッスル・シールオーター地方に大發電の治水總合施設を爲すことで、これが爲め數十萬の失業救濟が出來る

大土木事業を米國が計畫

景氣囘復具體化のトップ

【新京十一日發電通】政府は思想問題取締策に思想對策に關する具體的方策を樹立するため內閣に思想對策委員會を設置することになり法制局にて調査中であつたが、愈〻成案を得たので十一日の閣議に委員會の機構を附議決定した上近く第一回の委員會を開く豫定である、委員會は官制に依らざるものとし思想問題に關係ある關係者を以て組織する、

【新京十日發電通】ソ領ポグラニチナヤに駐屯する國境守備隊第十五、六國境警備隊第十一、第十二國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、ポグラニチナヤには第十五、六國境警備隊第十一、第十二國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、

【ハルビン十日發電通】ソ領ポグラニチナヤに駐屯する國境守備隊第十五、六國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、

【新京十日發電通】ソ領ポグラニチナヤに駐屯する國境守備隊第十五、六國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、

思想對策委員會

內閣に設置

近く第一回の會合

附錄すべきこととなつてゐる

松岡氏一行桑港に著く

【サンフランシスコ十日發電通】松岡氏一行は十日午後六時五十分オレゴン州ポートランド驛に到着、驛には邦人總領事初め多數在留民出迎へ、ゼネバの苦勞を謝した、松岡一行は十三日午後四時發シカゴ驛の國際列車の途に就く

蒙古王侯會議鄭家屯で開催

滿蒙合體に關して

【新京十日發電通】滿洲國行政區劃案を決する物め十二日より鄭家屯に於て開かれる內蒙古は綏蒙合體の具體的に關する內蒙古王侯會議を開くに決した

兇を脫いで國際列車を運行

滿洲國の强硬態度に

ゆき子作、畦柳一囘繪で開催した

【新京十一日發電通】滿洲國行政區劃案を決する物め十二日より鄭家屯に於て開かれる內蒙古は綏蒙合體の具體的に關する內蒙古王侯會議を開くに決した

滿洲國警備隊が空軍を押ふ

【ハルビン十日發電通】ソヴエット驅逐が旺んに空中を飛行すること

日支紛爭問題を擔ぎ出す魂膽

南京政府準備を進む

【南京十日發電通】米大統領の招聘するワシントンの國際豫備會議の開催を控へ、日支問題に九ケ國條約の適用を要求すべしとの意見有力で、行政院は支那代表の任命と共に右要領をなすべく準備をなしてゐる、九ケ國條約適用論者は

學良はイタリーでファッシヨを研究

伊政府と蔣との連絡に當り

歸國後は重要位地に就かん

【上海十一日發電通】張學良は愈〻十一日出航の氣船で外遊する筈となつたが、イタリーには直ちにベニスに赴きファッショ運動の大立物で支那通たるチアノ伯爵に託いつき同伯の紹介で保護することとなつたと傳へられてゐる、學良が其の亡命地をイタリーに選んだことは將介石のファッショ運動と重大關係をもつもので、學良をして親華年間ファッショ運動を研究をしめ、歸國後は重要位置に就かしめて兩介石の片腕として張鮮せしめる意味であると言はれてゐる、學良が親英親米に親交を加へつつある兩介石とイタリー政府との連絡につ

學良イタリーへ

張學良、けさ淋しく出帆

【上海十一日發電通】學良に宋子文、吳鐵城等の親少數の人に護られ午前八時淋しく碼頭への路に上つた

その日その日

○ 張學良が伊太利へファッショ研究に行くといふ、ファッショ統領の部屋は廣し天下の谿

○ 將介石も認識あり支那のファッショを育てる積めとある

○ 不治の病人には、まアいろ〳〵な藥を調合して呑まして見るさ

○ 長城一帶に亙つて日軍の總攻撃、チョンカイをかけて恐らせたのが抑もわるい

○ 共產の跳梁で國府の大赤は南昌方面へ移つた、國府益々多難

○ 米國の經濟復興策へ大統領人物をやるも好いが今回落選者でもあるまい、若し續投きは思ひないか

○ 西龍等公ならずとも、急激な政變は避けたいに違ひない——

○ 現內閣が政界の不安、動を除行できれば、相當自分から退陣した方が安全を圖る所以とならう

○ 新官相、果して鐵道網を敷設し國運打開の端緒を開らく、この大ならでは の藥劑分

○ 自分の首後の御先で必要以上に騷ついたとしたら少々イヤらしい

○ 滿國の「地方自治制度」やつて見る好いではないか、愚けれ ば元を返つて改めるばかり

○ 金山石鹽山は國でもなく、假令經營でもなく株の交換、重役入替に過ぎないといふ、經營の合理化といふやつらしい

○ 鐵道等公ならずとも、急激な政變は避けたいに違ひない——

○ 現內閣が政界の不安、動を除行できれば、相當自分から退陣した方が安全を圖る所以とならう

○ 新官相、果して鐵道網を敷設し國運打開の端緒を開らく、この大ならでは の藥劑分

○ 自分の首後の御先で必要以上に騷ついたとしたら少々イヤらしい

○ 滿國の「地方自治制度」やつて見る好いではないか、愚けれ ば元を返つて改めるばかり

○ 金山石鹽山は國でもなく、假令經營でもなく株の交換、重役入替に過ぎないといふ、經營の合理化といふやつらしい

○ 西龍等公ならずとも、急激な政變は避けたいに違ひない——

○ 現內閣が政界の不安、動を除行できれば、相當自分から退陣した方が安全を圖る所以とならう

○ 新官相、果して鐵道網を敷設し國運打開の端緒を開らく、この大ならでは の藥劑分

○ 自分の首後の御先で必要以上に騷ついたとしたら少々イヤらしい

○ 滿國の「地方自治制度」やつて見る好いではないか、愚けれ ば元を返つて改めるばかり

○ 金山石鹽山は國でもなく、假令經營でもなく株の交換、重役入替に過ぎないといふ、經營の合理化といふやつらしい

獨逸中央銀行から七千萬弗を支拂ふ

【パーゼル十日發電通】國際決濟銀行は十日午後ドイツ中央銀行が國際決濟銀行、フランス銀行、イングランド銀行及びアメリカ聯邦準備銀行のクレヂットとして七千萬弗を支拂つたことを發表した

平塚總務長官門司で櫻見物

【門司十日發本社特電】大和丸で神戸から今朝門司についた平塚總務長官は夫人同伴、直ちに門司上陸、門司公園に今を盛りの櫻を見に

人事

◇……◇

一無絃琴一

◇……◇

軍司令官に任ぜられ十日午後十時十分發列車にて任地へ赴任

▲竹内高法總經官長、十一日發の船にて內地へ

▲山本法務課長、十一日發の船にて內地へ

▲福岡石夫氏（海軍主計中佐、海軍省軍務局勤務）十一日發東京着

▲今井三二氏（馬公要港部主計長）十一日來北（宮城）十二日高雄經由馬公へ

▲石井地方課長、東部廳長中の所十日歸任

事會

▲馬場平先生（醫學會、產北一中の教師として約二年の永きに亙り敎鞭をとつた馬場平氏は今回敎職から退いたので臺北一中の卒業生は十六日正午から僚行社に於て「馬場平先生謝恩會」を開催する事になつた、會費は男立會者一圓、昭和年度卒業生及び同級敎者は五十錢にて出席希望者は各學年及び卒業年度別同級會員の具體的の申込まれたしと

兇を脫いで國際列車を運行

滿洲國の强硬態度に

ゆき子作、畦柳一囘繪で開催した

俊造が、思ひ出したやうに煙草をとり出すと、節子は、すばやくマッチを擦つて明を出した。

俊造は、そのまま二三間先に行つたが、ふと、何かしら振返つて見たくなつて、ちらと後を見ると、節子は、まだ、その場に、ぢつと立つたまま、兄の後姿を見送つてゐた。

俊造は、それを見ると、急に、何とも言へない、なつかしさと、いとしさとが、胸一杯に湧き上つて來て、思はず、節子の方へ、駈け戻つて行きたくなつた。

が、やがて、さうさせないために、節子は、自分の方から、くるりと、後を向いて、ゆつくりと、歩き出した。

俊造は、それからそれへと、快い感動を、追つかけて、二人の注意を、前の一人から引離すやうにつとめてゐた。

俊造は、それからそれへと、快い感動を、追つかけて、二人の注意を、前の一人から引離すやうにつとめてゐた。

陽炎は搖ぐ

(8)

霧島議大作

芳元正二畫

芽ぐむ日（八）

早春の暖の銀座は、もうきらびやかな化粧を施されてゐた。ショウウインドーの窓から、輝き立つやうな春姿の數々、眼を射る與の光、ネオン・ライトの交錯、——行き交ふ人々の顏にも、何かしら希望にそゝり立てられたやうな明るさがただよつてゐる。

京橋の交叉點で自動車をおりると、節子は、雄子を相手に話を打ち明けながら、先に立つて、右側のペーヴメントを四丁目の方に歩き出した。

「おや、御草かない。ちよつと上入れて行きますから。」

俊造が、思ひ出したやうに、煙草をとり出すと、節子は、すばやくマッチを擦つて明を出した。

俊造は、そのまま二三間先に行つたが、ふと、何かしら振返つて見たくなつて、ちらと後を見ると、節子は、まだ、その場に、ぢつと立つたまま、兄の後姿を見送つてゐた。

俊造は、それを見ると、急に、何とも言へない、なつかしさと、いとしさとが、胸一杯に湧き上つて來て、思はず、節子の方へ、駈け戻つて行きたくなつた。

が、やがて、さうさせないために、節子は、自分の方から、くるりと、後を向いて、ゆつくりと、歩き出した。

俊造は、それからそれへと、快い感動を、追つかけて、二人の注意を、前の一人から引離すやうにつとめてゐた。

だ▲山崎少佐は航空本部第一部長として晉少佐は近く航空關係として共に記事をやつてゐる關係官參謀長官の後任は未だ未定であるが、小林大佐と目されてゐる、大村關係に昇任

な報は僕等未だには聞かないよ」レダニーなどは聞ない淑子合同の物であつた、どうだ、諸君とはナート醫師が讀んだ」

出席し盛會でした▲關係官

百貨商物産店 有限會社 靴 大阪屋

十 龍角散主効 十

龍角散

名藥

たんをきりせきをしづめ肺炎、肋膜炎、肺結核をふせぐ

龍角散は優良動植鑛物のみの配劑なれば少量にても效果よく副作用なく味も快なれば何人子供藥ともひのみも極めて服用よろし。

長特大十の散角龍

1 鳴滯迅速 たんせきをせんそく 愉快な藥

2 咽喉に作用するから風邪にかゝると直ぐ咽喉がいたくなる——

3 呼吸器系統に作用するから喘息にも肺病にも特効がある——

4 毒素の排泄を促進するから熱が出ると直ぐ汗になつて出る——

5 胸部への血液循環をよくするから胸部の苦しいのが直ぐ治る——

6 熱が解消するから風邪にかゝると直ぐ治る——

7 肺炎への發症を防ぐから肺炎にかゝる心配がない——

8 肺結核の喀血を防ぐから肺病やみの人に安心して用ひられる——

9 副作用がない——

10 他藥と併用してもよい——

知らない藥と一緒に飲んでもよい——

定價 二日分 二十錢 四日分 三十錢 六日分 五十錢 八日分 八十錢

東京市神田區鍛冶町

發賣元 龍藤井得三郎商店

▽全國各藥店にあり△

兇行前佐川が呼寄せた
元情婦を南署に引致
身の皮剝がれた飯田クニ（五二）
口止めして佐川は高飛び

諜人を續々召喚
緊張の南署司法部

【高飛び】佐川直次郎はどこ吃驚々々した男か、絞殺だと推定されるのは二月十二日頃であるからその後片づけも立派にすまし、殺した家に埋めた証跡もなく

惡魔の
佐川の身柄受取に
刑事課員が出張
奥田部長の禮を盡した交渉に

愛媛縣當局が應諾
茶毘に附されて
岩の遺骨自宅へ

弔ふ人も少く哀れ

【佐川直次郎】愛媛縣出身、大正十年頃から東京に出て來て、一時は相當の地位にあつたが、放蕩のため身を持ち崩し、昭和七年十月頃から行方を晦ましてゐたもの

【岩】佐川直次郎の妻、昭和七年十月頃から行方を晦ましてゐたが、本年二月十二日頃、東京市外野田町の自宅で本妻を絞殺されてゐるのを發見された

發覺しなかつたら
舞戻つて來たらう
佐川、高飛前に本妻を訪れて
新聞の送り先を鄕里に變更

通りにした佐川としては自分さへ自供しなければ發覺する筈はよもやあるまいと思つてゐたのであらう

岩の一人娘と
女婿を調ぶ
岩との交渉等に付
係官が新竹へ出張

枕許に曹達を置き
自殺と屆出づ
係官が取調の結果
他殺の疑ひ濃厚

【高飛び】十日午前八時淺草區[illegible]所有、時價[illegible]圓の貸家[illegible]六疊、[illegible]畳敷の[illegible]に[illegible]の[illegible]が[illegible]の[illegible]に[illegible]の[illegible]が[illegible]の[illegible]に[illegible]の[illegible]が[illegible]

續殘月譜

(161)

志乃田廻司作　清水三重三畫

らしやめん（二）

眺めて暮る人間の弱点が裏にあらはれて行く下田富士を餌食にしてゐた。

大塚和吉も、その餌食を選び、下田富士を餌食にしてゐた。

貴めて立つて見るのだ。

山の美しさを愛して、山の絵ばかりを描いてゐるのである。そして、山の絵ばかりを描いてゐるのである。そして、山の絵ばかりを描いてゐるのである。

下田富士は、山として、もんにも、富士人であろう。それが、極めて下田富士の絵の前に立つた。

だが下田富士は、山として、もんにも、富士人であろう。それが、極めて下田富士の絵の前に立つた。

下田富士は、山として、もんにも、富士人であろう。それが、極めて下田富士の絵の前に立つた。

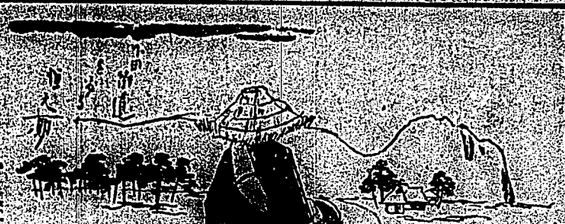

散り行く毒の花

マダン・バタの一場面

學窓から銀幕へ

河合映畫社長の

モダーン一令嬢

明なマダム、初代は石山徐子の「モアゼル、初代は石山徐子の「モアゼル、初代は石山徐子の「モアゼル

漢文臺灣日日新報

華府世界經濟豫備會商
外務省決定回答參加
要望高橋藏相蹶起遄臨

十一日東京電。外務省。鑑於華府豫備會商之重大。十日午後。開首腦部會議。決定方針。派員與之會商如左。一、十一日開議後。內田外相。出席代表。如何。於開議後。求各相。協調會議。參加回答。二、代表人選。關於出席代表。以適任外務省。要人高橋藏相勝老。若槻相。幣原全權。因以大選委之效用。外務省。以期事之圓滿。又政府決。應請。從從派遣代表。經外務省。正式回答云。

國民政府決定乘機
求議日華問題

十日南京電。美大統領。所組織華府國際經濟會議。請。中國代表。出席。日本代表。及其他各國代表。應。即日乘機求日本出席。及提案。九國條約適用問題。即決反日制告附決案。然自日本脫退。對於國際聯盟。及中國關係。重大影響。故中國政府。對此問題。即決定乘機。求議日華問題。乃小國代表。對於國際聯盟。及其他各國。有效措置。期九國條約

東京日日新聞

本日之市會物價

生きた英語と生きた明澤！

●全國學校の指定辭典として最高點！

●生きた英語と生きた明澤！

●全國學校の指定辭典として最高點！

學校の生徒の手に

學校の生徒の手に

行政監督公表中

行政監督公表中

損大の生一はるべ妻を書辭とれ是れ彼。

損大の生一はるべ妻を書辭とれ是れ彼。

▼獨佛語學習の合理化は

▼獨佛語學習の合理化は

基本語彙表書の日本版を用ゐよ！

基本語彙表書の日本版を用ゐよ！

新聞西基本熟語

新聞西基本熟語

新聞西基本熟語

新聞西基本熟語

小林生糸

小林生糸

小林生糸

小林生糸

金吉マッチ

金吉マッチ

チヨダビール

チヨダビール

菊正宗

菊正宗

漁業法の改正
要旨と臺灣
其の實施は早い
稚有利である

二十年來の懸案であり又本邦二百萬漁民の關心の的となつてゐた漁業法改正案は、愈〻今議會に提出されることに決し、既に去る三日の閣議に於て決定を見たが、改正の要點は次の如くである

一、漁業權の存續期間は從來は定めなかつたが、今回の改正案では十箇年とし、更新する必要が生ずる等の不便があるので、新なる權利を設定するところの期間を短縮することは出來ない

二、漁業權は從來は出願の順序によつて許可されたが、今回の改正案では漁業組合の優先權を認めることとなつた

三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

三十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

四十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

五十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

六十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

七十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

八十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

九十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百二十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百三十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百四十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百五十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百六十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百七十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百八十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

百九十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十七、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十八、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百十九、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十一、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十二、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十三、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十四、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十五、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無償であつたが、今回の改正案では漁業組合の組合員以外の者に對しては相當の對價を徴收することとなつた

二百二十六、漁業權の行使は從來は漁業組合員に對して無

臺灣日日新報 第四千八百二十一號 昭和十二年七月十一日 日曜日 夕刊 二頁

臺灣呂新報の華

我が軍の一齊反撃に敵陣地に大動搖起る

根據地○○○の奪取も眞近かと觀測さる

【南京十日發電通】今朝以來我方に向つて行動を開始した喜峰口、冷口一帶の前面の敵は南方に潰走し、三屯營、建昌營、遵化一帶の各地より續出してゐるもの、之が爲我軍の敵第一線陣地を破碎すべく攻勢に出で士氣大いにあがる

南昌で一大軍事會議

華府の豫備會商に日本も欣然參加せん

外務省首腦部會議で方針決定

近く正式囘答發送

【上海十日發電通】米大統領の招聘するワシントンの國際豫備會議の開催を控へ、日支問題に九ケ國條約の適用を要求すべしとの意見有力で、行政院は支那代表の任命と共に右要領をなすべく準備をなしてゐる、九ケ國條約適用論者は

【南京十日發電通】蔣介石は本日南昌に到着するや直ちに廬山に赴き、一大軍事會議を召集、一大軍事會議を開くこととなつた

【南京十日發電通】日支兩國の大使館參事官會議は、十日午前九時より外交部に於て開かれ、日支兩國間の諸懸案に關し協議を遂げたが、其の詳細は發表されない

【南京十日發電通】十日午後五時より外交部に於て開かれた日支兩國參事官會議は、十日午前九時より外交部に於て開かれた日支兩國參事官會議は、十日午後五時より外交部に於て開かれた日支兩國參事官會議は、

【南京十一日發電通】小山法相の官邸問題に關しては、兩政局は極めて微妙な動きを見せてゐるが、十日之が公表された三條公爵の死去に際し、各方面の弔問客は陸續として同官邸に詰めかけ、其の數は數千に上つた、

【東京十一日發電通】日本石油の調査によれば、朝鮮、滿洲を含む全日本の昭和七年度における合計

眞近かと觀測さる

根據地○○○の奪取も

昨年の石油需給約二割增加

前年に比較して日本石油の調べによる

石油需給額は六千五百四十七萬七千餘圓で前年に比較して二割六分の增加を示してゐる

鈴木政友會總裁の心境に或は變化か

猪野毛總裁秘書が激越な發言

鈴木總裁でも容易に斷平として其の決意をとつては到底その目的を遂げ得ぬ、竝に斷乎として攻勢をとり實力でこれを獲得するの決意をなすの要あり、若しこの際に出でず唯手を拱ぬき安閑として政權落下を待つが如き態度を維持せんとせば、

【ゼネバ十日發電通】軍縮の豫備會議に關する一九三一年の豫備總會の決議に基き、豫備會議は本日をもつて二十六回に達したので七月十三日より效力を發生することとなつた、日本も近く批准書を寄託すべしと見られ注目さる

麻藥條約に日本も近く批准

七月から效力を發生

【ワシントン十日發電通】不況打開の新政策實現のため大土木事業を起すべく計畫中のルーズベルト大統領は、十日手初めとしてテネシー河開發會社新設計畫を議會へ發表した、右はテネシー河上流三十哩に亙るマッスル・シールオーター地方に大發電の治水總合施設を爲すことで、これが爲め數十萬の失業救濟が出來る

大土木事業を米國が計畫

景氣囘復具體化のトップ

【新京十一日發電通】政府は思想問題取締策に思想對策に關する具體的方策を樹立するため內閣に思想對策委員會を設置することになり法制局にて調査中であつたが、愈〻成案を得たので十一日の閣議に委員會の機構を附議決定した上近く第一回の委員會を開く豫定である、委員會は官制に依らざるものとし思想問題に關係ある關係者を以て組織する、

【新京十日發電通】ソ領ポグラニチナヤに駐屯する國境守備隊第十五、六國境警備隊第十一、第十二國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、ポグラニチナヤには第十五、六國境警備隊第十一、第十二國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、

【ハルビン十日發電通】ソ領ポグラニチナヤに駐屯する國境守備隊第十五、六國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、

【新京十日發電通】ソ領ポグラニチナヤに駐屯する國境守備隊第十五、六國境警備隊及び國境警備隊をして緊張を以てこれを阻止するに至つたが、

思想對策委員會

內閣に設置

近く第一回の會合

附錄すべきこととなつてゐる

松岡氏一行桑港に著く

【サンフランシスコ十日發電通】松岡氏一行は十日午後六時五十分オレゴン州ポートランド驛に到着、驛には邦人總領事初め多數在留民出迎へ、ゼネバの苦勞を謝した、松岡一行は十三日午後四時發シカゴ驛の國際列車の途に就く

蒙古王侯會議鄭家屯で開催

滿蒙合體に關して

【新京十日發電通】滿洲國行政區劃案を決する物め十二日より鄭家屯に於て開かれる內蒙古は綏蒙合體の具體的に關する內蒙古王侯會議を開くに決した

兇を脫いで國際列車を運行

滿洲國の强硬態度に

ゆき子作、畦柳一囘繪で開催した

【新京十一日發電通】滿洲國行政區劃案を決する物め十二日より鄭家屯に於て開かれる內蒙古は綏蒙合體の具體的に關する內蒙古王侯會議を開くに決した

滿洲國警備隊が空軍を押ふ

【ハルビン十日發電通】ソヴエット驅逐が旺んに空中を飛行すること

日支紛爭問題を擔ぎ出す魂膽

南京政府準備を進む

【南京十日發電通】米大統領の招聘するワシントンの國際豫備會議の開催を控へ、日支問題に九ケ國條約の適用を要求すべしとの意見有力で、行政院は支那代表の任命と共に右要領をなすべく準備をなしてゐる、九ケ國條約適用論者は

學良はイタリーでファッシヨを研究

伊政府と蔣との連絡に當り

歸國後は重要位地に就かん

【上海十一日發電通】張學良は愈〻十一日出航の氣船で外遊する筈となつたが、イタリーには直ちにベニスに赴きファッショ運動の大立物で支那通たるチアノ伯爵に託いつき同伯の紹介で保護することとなつたと傳へられてゐる、學良が其の亡命地をイタリーに選んだことは將介石のファッショ運動と重大關係をもつもので、學良をして親華年間ファッショ運動を研究をしめ、歸國後は重要位置に就かしめて兩介石の片腕として張鮮せしめる意味であると言はれてゐる、學良が親英親米に親交を加へつつある兩介石とイタリー政府との連絡につ

學良イタリーへ

張學良、けさ淋しく出帆

【上海十一日發電通】學良に宋子文、吳鐵城等の親少數の人に護られ午前八時淋しく碼頭への路に上つた

その日その日

○ 張學良が伊太利へファッショ研究に行くといふ、ファッショ統領の部屋は廣し天下の谿

○ 將介石も認識あり支那のファッショを育てる積めとある

○ 不治の病人には、まアいろ〳〵な藥を調合して呑まして見るさ

○ 長城一帶に亙つて日軍の總攻撃、チョンカイをかけて恐らせたのが抑もわるい

○ 共產の跳梁で國府の大赤は南昌方面へ移つた、國府益々多難

○ 米國の經濟復興策へ大統領人物をやるも好いが今回落選者でもあるまい、若し續投きは思ひないか

○ 西龍等公ならずとも、急激な政變は避けたいに違ひない——

○ 現內閣が政界の不安、動を除行できれば、相當自分から退陣した方が安全を圖る所以とならう

○ 新官相、果して鐵道網を敷設し國運打開の端緒を開らく、この大ならでは の藥劑分

○ 自分の首後の御先で必要以上に騷ついたとしたら少々イヤらしい

○ 滿國の「地方自治制度」やつて見る好いではないか、愚けれ ば元を返つて改めるばかり

○ 金山石鹽山は國でもなく、假令經營でもなく株の交換、重役入替に過ぎないといふ、經營の合理化といふやつらしい

○ 鐵道等公ならずとも、急激な政變は避けたいに違ひない——

○ 現內閣が政界の不安、動を除行できれば、相當自分から退陣した方が安全を圖る所以とならう

○ 新官相、果して鐵道網を敷設し國運打開の端緒を開らく、この大ならでは の藥劑分

○ 自分の首後の御先で必要以上に騷ついたとしたら少々イヤらしい

○ 滿國の「地方自治制度」やつて見る好いではないか、愚けれ ば元を返つて改めるばかり

○ 金山石鹽山は國でもなく、假令經營でもなく株の交換、重役入替に過ぎないといふ、經營の合理化といふやつらしい

○ 西龍等公ならずとも、急激な政變は避けたいに違ひない——

○ 現內閣が政界の不安、動を除行できれば、相當自分から退陣した方が安全を圖る所以とならう

○ 新官相、果して鐵道網を敷設し國運打開の端緒を開らく、この大ならでは の藥劑分

○ 自分の首後の御先で必要以上に騷ついたとしたら少々イヤらしい

○ 滿國の「地方自治制度」やつて見る好いではないか、愚けれ ば元を返つて改めるばかり

○ 金山石鹽山は國でもなく、假令經營でもなく株の交換、重役入替に過ぎないといふ、經營の合理化といふやつらしい

獨逸中央銀行から七千萬弗を支拂ふ

【パーゼル十日發電通】國際決濟銀行は十日午後ドイツ中央銀行が國際決濟銀行、フランス銀行、イングランド銀行及びアメリカ聯邦準備銀行のクレヂットとして七千萬弗を支拂つたことを發表した

平塚總務長官門司で櫻見物

【門司十日發本社特電】大和丸で神戸から今朝門司についた平塚總務長官は夫人同伴、直ちに門司上陸、門司公園に今を盛りの櫻を見に

人事

◇……◇

一無絃琴一

◇……◇

軍司令官に任ぜられ十日午後十時十分發列車にて任地へ赴任

▲竹内高法總經官長、十一日發の船にて內地へ

▲山本法務課長、十一日發の船にて內地へ

▲福岡石夫氏（海軍主計中佐、海軍省軍務局勤務）十一日發東京着

▲今井三二氏（馬公要港部主計長）十一日來北（宮城）十二日高雄經由馬公へ

▲石井地方課長、東部廳長中の所十日歸任

事會

▲馬場平先生（醫學會、產北一中の教師として約二年の永きに亙り敎鞭をとつた馬場平氏は今回敎職から退いたので臺北一中の卒業生は十六日正午から僚行社に於て「馬場平先生謝恩會」を開催する事になつた、會費は男立會者一圓、昭和年度卒業生及び同級敎者は五十錢にて出席希望者は各學年及び卒業年度別同級會員の具體的の申込まれたしと

兇を脫いで國際列車を運行

滿洲國の强硬態度に

ゆき子作、畦柳一囘繪で開催した

俊造が、思ひ出したやうに煙草をとり出すと、節子は、すばやくマッチを擦つて明を出した。

俊造は、そのまま二三間先に行つたが、ふと、何かしら振返つて見たくなつて、ちらと後を見ると、節子は、まだ、その場に、ぢつと立つたまま、兄の後姿を見送つてゐた。

俊造は、それを見ると、急に、何とも言へない、なつかしさと、いとしさとが、胸一杯に湧き上つて來て、思はず、節子の方へ、駈け戻つて行きたくなつた。

が、やがて、さうさせないために、節子は、自分の方から、くるりと、後を向いて、ゆつくりと、歩き出した。

俊造は、それからそれへと、快い感動を、追つかけて、二人の注意を、前の一人から引離すやうにつとめてゐた。

俊造は、それからそれへと、快い感動を、追つかけて、二人の注意を、前の一人から引離すやうにつとめてゐた。

陽炎は搖ぐ

(8)

霧島議大作

芳元正二畫

芽ぐむ日（八）

早春の暖の銀座は、もうきらびやかな化粧を施されてゐた。ショウウインドーの窓から、輝き立つやうな春姿の數々、眼を射る與の光、ネオン・ライトの交錯、——行き交ふ人々の顏にも、何かしら希望にそゝり立てられたやうな明るさがただよつてゐる。

京橋の交叉點で自動車をおりると、節子は、雄子を相手に話を打ち明けながら、先に立つて、右側のペーヴメントを四丁目の方に歩き出した。

「おや、御草かない。ちよつと上入れて行きますから。」

俊造が、思ひ出したやうに、煙草をとり出すと、節子は、すばやくマッチを擦つて明を出した。

俊造は、そのまま二三間先に行つたが、ふと、何かしら振返つて見たくなつて、ちらと後を見ると、節子は、まだ、その場に、ぢつと立つたまま、兄の後姿を見送つてゐた。

俊造は、それを見ると、急に、何とも言へない、なつかしさと、いとしさとが、胸一杯に湧き上つて來て、思はず、節子の方へ、駈け戻つて行きたくなつた。

が、やがて、さうさせないために、節子は、自分の方から、くるりと、後を向いて、ゆつくりと、歩き出した。

俊造は、それからそれへと、快い感動を、追つかけて、二人の注意を、前の一人から引離すやうにつとめてゐた。

だ▲山崎少佐は航空本部第一部長として晉少佐は近く航空關係として共に記事をやつてゐる關係官參謀長官の後任は未だ未定であるが、小林大佐と目されてゐる、大村關係に昇任

な報は僕等未だには聞かないよ」レダニーなどは聞ない淑子合同の物であつた、どうだ、諸君とはナート醫師が讀んだ」

出席し盛會でした▲關係官

百貨商物産店 有限會社 靴 大阪屋

十 龍角散主効 十

龍角散

名藥

たんをきりせきをしづめ肺炎、肋膜炎、肺結核をふせぐ

龍角散は優良動植鑛物のみの配劑なれば少量にても效果よく副作用なく味も快なれば何人子供藥ともひのみも極めて服用よろし。

長特大十の散角龍

1 鳴滯迅速 たんせきをせんそく 愉快な藥

2 咽喉に作用するから風邪にかゝると直ぐ咽喉がいたくなる——

3 呼吸器系統に作用するから喘息にも肺病にも特効がある——

4 毒素の排泄を促進するから熱が出ると直ぐ汗になつて出る——

5 胸部への血液循環をよくするから胸部の苦しいのが直ぐ治る——

6 熱が解消するから風邪にかゝると直ぐ治る——

7 肺炎への發症を防ぐから肺炎にかゝる心配がない——

8 肺結核の喀血を防ぐから肺病やみの人に安心して用ひられる——

9 副作用がない——

10 他藥と併用してもよい——

知らない藥と一緒に飲んでもよい——

定價 二日分 二十錢 四日分 三十錢 六日分 五十錢 八日分 八十錢

東京市神田區鍛冶町

發賣元 龍藤井得三郎商店

▽全國各藥店にあり△